

# 荒尾市上下水道事業におけるウォーターPPP等官民連携方式検討支援業務 仕様書

## 第1章 総則

- 1 業務名：荒尾市上下水道事業におけるウォーターPPP等官民連携方式検討支援業務
- 2 委託場所：荒尾市一円
- 3 委託期間：契約締結日から令和7年1月31日まで

## 4 業務目的

荒尾市では、平成26年度にPFI法に基づく民間提案を受け、外部コンサルタント等を交えた様々な検討の結果、市水道事業の安定的な事業継続と上下水道サービスの維持向上を主眼として、水道包括委託を平成28年4月1日から開始して、令和3年度より水道包括委託(第2ステージ)を実施している。下水道事業においては、令和4年度から下水処理場の包括委託(レベル3.0)を実施している。事業開始以来、公共性を担保しながら民間活力を最大限に得られるように官民一体となって事業に取り組んでいる。

このような中、令和5年11月にPPP/PFIアクションプラン(令和5年改訂版)にてウォーターPPPの推進が打ち出され、厳しい社会環境においても官民一体で水分野のサービスの維持・向上を図ることが求められている。

現在、水道包括委託(第2ステージ)の事業期間は残り2年、下水包括委託は残り3年となっており、今後の事業に向けて、現在の状況を踏まえてより効率的・効果的な事業運営に繋げるため、ウォーターPPP等官民連携手法を検討する必要がある。

以上を踏まえ、本業務では、現在の水道事業包括委託における課題を整理し、これらの課題解決に繋げるための官民連携のスキーム構築等について検討を行うことを目的とする。

## 5 用語の定義

- (1)「委託者」とは、荒尾市企業局企業管理者若しくはその委任を受けたものをいう。
- (2)「受託者」とは、本業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書に基づき受託者が定める者をいう。

## 6 関係法令等

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法

令等を遵守し行うものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方財政法
- (3) 地方公営企業法
- (4) 消費税法
- (5) 水道法
- (6) 下水道法
- (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- (8) 荒尾市例規集
- (9) 熊本県例規集
- (10) 経営戦略策定ガイドライン
- (11) その他本業務の実施に必要な関係法令、規程、規則及び通達等

#### 7 業務実施及び履行体制

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務実施にあたって、関係法令及び条例等並びに委託者が必要に応じて指示する事項を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務に関連する先進的な事業実績、又は類似の事業実績をもつ組織であること（もしくは先進的な事業実績、又は類似の事業実績をもつ組織との協力体制があること）。
- (4) 受託者は、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。

#### 8 資料の貸与及び取扱い

- (1) 委託者は、本業務に必要な図面、資料等を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与品の管理責任を明確にし、常に善良な管理を行わなければならない。

#### 9 成果品の検査等

- (1) 受託者は、本業務完了時に、委託者による検査を受けなければならない。
- (2) 受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

#### 10 成果品の帰属及び守秘義務

本業務において使用または作成した成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。また、受託者は、業務上知り得た情報を委託者の許可なく公表してはならない。

## 第2章 業務内容

### 1 本業務遂行に関する協議

本業務遂行に関する協議は、原則、初回、終回及び中間とし、中間については随時行う。また、協議、打合せの記録の作成を行う。

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と担当職員は、常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、原則として打合せを行った翌日（打合せの翌日が休暇等の場合、翌営業日）までに相互に確認し、提出しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。受託者は、本業務における主要な打ち合わせにおいては、担当技術者を出席させ、委託者と十分に打合せを行うものとする。

打合せに使用する資料は、原則として打合せを行う前日（打ち合わせ前日が休日等の場合、前営業日）までに委託者・受託者相互に確認し、提出しなければならない。

#### （1）初回打合せ

業務内容及び貸与資料等を確認する。

#### （2）中間打合せ

作業中に発生する諸条件の処理に関する確認を行う。

#### （3）最終打合せ

総括説明及び成果品納入、検収の立会を行う。

### 2 課題の整理

荒尾市の水道事業、下水道事業の特性や民間委託の現状を把握し、今後の事業に向けた課題の整理を行う。

### 3 上下水道一体型委託業務への再編に向けたシナリオ検討

#### （1）上下一体発注範囲・個別発注範囲の検討

複数パターンについて検討を行う。

#### （2）複数パターンに対する評価

定性面・定量面について評価を行う。また、令和8年度に開始する事業、令和9年度以降に実施する事業を整理する。

#### （3）選定したパターンに対する事業化に向けた工程の作成

### 4 令和8年度以降の官民連携事業の事業スキームの検討

上下一体・個別及び将来発注予定の事業を含む

#### （1）役割分担及びリスク分担の検討

- (2) 事業期間の検討
- (3) モニタリング方法の検討
- (4) サービス対価支払い方法の検討

#### 5 事業に係るコストの調査（令和8年度に開始する事業分は必須）

荒尾市が作成した建設費及び維持管理費を確認したうえで、事業期間で発生するコストを整理する。

#### 6 公募に必要な資料の作成

事業に係る公募に必要な資料の作成を行う。本業務での整理事項を踏まえ事業者募集に関わる公募資料作成を行うものとする。

なお、水道包括委託（第2ステージ）で行った公募資料及び下水処理場の包括委託で行った公募資料については市ホームページ上に公開されていることから参考とすること。

#### 7 報告書等の取りまとめ支援

荒尾市が取りまとめる官民連携等基盤強化推進事業(WPPP)報告書及び概要スライド資料の作成支援を行うものとする。

#### 8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、処理するものとする。
- (2) 荒尾市に関する情報は、荒尾市のホームページで確認することができる。